

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・学術振興課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長、課長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p><u>(7) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(8) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(9) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(10) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 総合事務所の文化財主事</u></p> <p><u>(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画センターの企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(9) 皆成学園の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び専門指導員</u></p> <p><u>(10) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当</u></p>

の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(11) 教育センターの係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事

(12) 図書館の資料相談員

(13) 略

(14) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び専門指導員

(15) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(16) むきばんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)・(2) 略

(3) 教育・学術振興課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4)～(6) 略

(7) 略

(8) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(9) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(10) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(11) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主

査する者に限る。）、及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）、及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）、及び指導主事

(12) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(13) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員

(14) 略

(15) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(16) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(17) むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)・(2) 略

(3) 教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4)～(6) 略

(7) 総合事務所の文化財主事

(8) 略

(9) 男女共同参画センターの企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(10) 皆成学園の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び専門指導員

(11) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に

査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(12) 教育センターの係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事

(13) 図書館の資料相談員

(14) 略

(15) 教育局の係長（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(16) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び専門指導員

(17) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(19) むさばんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所、西部総合事務所、東部福祉保健事務所又は東部生活環境事務所の局長、所長、副局長、副所長、参事監、課長、医長、副医長及び医師

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課又は東部福祉保健事務所健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主

限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(14) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員

(15) 略

(16) 教育局の係長、副主幹（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(17) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(18) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(19) むさばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師

(2) 日野総合事務所の医療指導監

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・感染症対策室長（人事委員会が定めるものに

任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所生活環境局又は東部生活環境事務所の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、所長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副所長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(3) 総合療育センターの係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、臨床検査技師及び衛生技師

(4) 鳥取療育園の係長（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(5) 略

(6) 食肉衛生検査所の所長、次長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(7) 境港水産事務所の係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所又は東部福祉保健事務所の看護師及び准看護師

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3)・(4) 略

限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、臨床検査技師及び衛生技師

(5) 鳥取療育園の企画外来係長、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(6) 略

(7) 食肉衛生検査所の所長、次長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(8) 境港水産事務所の副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所の看護師及び准看護師

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3)・(4) 略

<p>(5) 中部療育園の看護師及び<u>係長</u>（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>課長補佐</u>、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、<u>機関士長</u>、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>	<p>(5) 中部療育園の看護師及び<u>副主幹</u>（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>主幹</u>、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。